

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。議長の発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税について質問いたします。

個人版ふるさと納税について、ふるさと納税の本市の現状について、まず伺います。

ふるさと納税制度は、2008年の創設から12年が経過し、当初は80億円余りだった寄附総額は、2018年度は5,100億円を優に超えております。今や、国民の支持を得ている制度になってきたと見て間違いのないと思います。

ご存じのように、ふるさと納税で2,000円を超える寄附をすると、年収や寄附額に応じ、所得税と住民税について税額控除が受けられ、その上、寄附者に対し、自治体から地元産品などが返礼品として贈られます。この返礼品の魅力がふるさと納税の拡大を大きく後押しいたしました。

ただ、返礼品の価格は寄附額の3割が目安とされていたにもかかわらず、豪華な返礼品で寄附を集める自治体が続出し、総務省が返礼品の見直しを要請する事態となり、昨年令和元年6月1日より、新たなふるさと納税指定制度が施行されました。これにより、総務大臣による指定を受けていない地方団体に対する寄附はふるさと納税の対象外となります。

こうした中、皆さんご存じのように、数年前から返礼品の内容に変化が見られてきております。例えば、高齢者の見守り支援です。日本郵便が始めた見守り訪問サービスをふるさと納税の返礼品として使えるようにいたしました。郵便局員が月1回、高齢者の自宅を訪ねて暮らしぶりを確認し、離れて暮らす家族に伝えるというものです。現在、60を超える自治体が返礼品の1つとしています。

このように、物ではなくサービスを提供するという視点、とりわけ寄附者の悩みを解決する視点が目を引いているようでございます。

また、西日本豪雨、そして昨年の台風により被災した自治体を支援するために、ふるさと納税を利用するケースも増えてきております。

そこで、本市のふるさと納税の現状について、件数や金額をお示していただきながら、その取り組みの現状をお伺いをいたします。

次に、企業版ふるさと納税についてお伺いをいたします。

企業版ふるさと納税の概要についてお伺いをいたします。地域活性化を目的とする自治体の事業に寄附した企業が会計上の損金算入や税額控除を受けられる企業版ふるさと納税、これは、各自治体で企画立案し、国が認定した事業が対象となります。この制度には、独自の地域振興策を実施したくても、財源不足に悩む多くの自治体から熱い視線が注がれております。

この企業版ふるさと納税、2020年度税制改正で5年延長となり、寄附額の税額控除が倍の6割となり、損金算入3割と合わせると企業負担は1割程度に軽減されることにより、さらに注目をされております。

そこで、この企業版ふるさと納税の概要についてをお伺いをいたします。

続きまして、企業版ふるさと納税の本市の取り組みについてお伺いをいたします。境町では、企業版ふるさと納税制度が始まった2016年度からその取り組みを始め、境町文化村の公園と

遊具の整備、ハワイでの観光交流事業の実施、空き店舗を再利用した複合施設「河岸の駅さかい」をオープンさせるなど、地域活性化につなげております。企業の寄附額も、当初の7,700万円から、2019年は3億円を超えております。

企業版ふるさと納税制度は、いかに企業に対して魅力ある自治体の創意工夫の企画がアピールできるかにかかっております。本市の取り組みについてのご所見をお伺いをいたします。

大きな2番目の終活サポートについてお伺いいたします。

初めに、アドバンスケアプランニング、ACPについてお伺いいたします。アドバンスケアプランニングについてのご所見でございますけれども、人生最終段階を迎え、自らが望む医療やケアについて事前に考え、家族や医療関係者などと話し合いを重ねて共有する取り組みを、アドバンスケアプランニング、ACPと申します——以下、ACPと言いますのでよろしくお願ひいたします。と言いますが、国は、厚生労働省が中心となり、一昨年この愛称を全国から募集し、「人生会議」と決定をいたしました。

国が推奨するACPの一環として終活サポートを実践する北上市は、市民や行政、医療、介護関係者ら約40人が参加して勉強会を開催しております。勉強会では、突然病院から余命2カ月を宣告されたという想定で、人生最後の自らが望む治療やケアなど、事前の心づもりについて話し合っており、ACPについての理解を深めております。

行政や医療機関が協働で市民の終活をサポートすることは理解はできても、元気なときに終末期の話をするのは難しいところでもございますが、このような人生会議があるということを広く知ってもらうことが超高齢社会を早く迎える本市には必要なことと考えます。

本市として、このACPについてのご認識と今後の取り組みについてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、遺族の行政等の手続についてお伺いいたします。

死亡後の手続の現状と課題についてお伺いいたします。

昨年、県外の方とお会いしたとき、市内の1人親を亡くした後、市役所での諸手続をわかりやすく効率的にできないものか、県外から来ての手続は大変とお話を伺いました。家族の葬儀の後、遺族等の役所での手続は実に煩雑です。個々の状況によっても違いますが、少なくとも5つから7つ、多い場合は30以上の届け出に多くの窓口を回らなければなりません。

こうした手続を一括して手助けする窓口の開設が静かに広がっております。大分県別府市では、2016年5月に「おくやみコーナー」をスタートさせております。松阪市、松山市、三田市、大和市も同様な窓口を開設しております。

別府市のコーナーでは、まずお客様シートに死亡者の氏名や生年月日などを書き込んでもらい、職員がデータを入力すると必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成されます。遺族はどの課で、どんな手続をするのかを記した一覧表をもとに説明を受け、窓口へ行きます。死亡者の情報を伝えられた各窓口では、事前に準備し、窓口では「お待ちしておりました」と迎えられる。これによって必要な時間は3割から5割短くなったと言われているようです。3人の専任者が担当して、大がかりなシステム改修もなし、自前での書式作成と関係部署への徹底によって

運用されております。まさに市民の負担軽減への熱意と知恵が行政改革を進めております。

本市では、死亡後の手続きについてとの案内を死亡届を出された遺族などに渡しておりますが、それだけでは不十分であると考えます。そこで、本市の現状と課題についてお伺いをいたします。

3番目に、新学習指導要領における防災教育についてお伺いをいたします。

児童生徒への防災教育について伺います。

1番目に、学校現場での従来の防災教育の現状についてお伺いをいたします。

自然災害が激甚化、頻発化する中で、防災教育の必要性が改めて高まっております。防災教育の概念は時代とともに変化してきておりますが、私などは、避難訓練を単発的に行ったという記憶しかございません。

しかし、近年では防災を幅広く捉える傾向になってきております。阪神淡路大震災以降、自助・共助・公助の中でも公助に限界があって、隣近所に助けられたケースが多くありました。そして、全国から、そしてまた世界中から支援があり、防災を助け合いや教訓の継承を意識して考えるようになった契機となりました。

しかし、2011年3.11で、自分の命と周りの人の命をどう守っていったらいいのかというその命題を与えられました。そしてまた、最近の異常気象による災害危機を理解し、いかに備え、命を守るかが課題となってきております。それを教える学校の使命は大変大きいものがあります。

そこで、学校の現場で、防災教育の現状についてお伺いをいたします。

2つ目に、新学習指導要領の防災教育についてお伺いをいたします。

新年度に小学校から実施される新たな学習指導要領では、そうした災害の教訓を踏まえ、防災教育に関する内容が重視されました。新年度の学習指導要領での防災教育について、教える側としてどのように見ているのかのご所見をお伺いをいたします。

3つ目に、防災教育の今後の課題についてお伺いをいたします。新学習指導要領を踏まえて授業づくりをする上で、教員自身も災害に関する知識や命を守ることへの知見を高めていく視点は欠かせません。それが防災を効果的に教えられる指導力につながるからであります。このことを踏まえ、防災教育の今後の課題についてお伺いをいたします。

4つ目の障害者対策についてお伺いをいたします。

初めに、診断書の取得助成についてでございます。障害者手帳所持者の現状について、まずお伺いをいたします。

障害者手帳所持者といっても、身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳とありますが、これらの障害者手帳を所持している方は、手帳の更新時には診断書を提出することが多々あります。本市では、診断書の取得費は自己負担ですが、障害者手帳所持者の数の現状についてお伺いをいたします。

2つ目に、障害者手帳の更新に必要な診断書の取得費用の助成についてお伺いをいたします。

私のところに精神障害者保健福祉手帳を所持している方から電話がありました。内容は、本市在住でない、同様の障害者を持った方と手帳の更新の話になり、相手の方は行政から診断書の補助が出ているとのことでした。常陸太田市ではどうしてそのような制度がないのか聞かれました。

少し調べてみますと、県内でも東海村や小美玉市で診断書の助成制度を実施しております。手帳の申請・更新に必要な診断書の費用は、障害者やその家族にとって出費の負担感があります。更新時期に診断書が必ず必要なわけではないようですが、診断書提出の際の負担を軽くするために、ぜひとも温かい手を差し伸べて、診断書の助成制度をご検討いただければと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後の5番目、未就学児の事故防止対策についてお伺いいたします。

初めに、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果についてお伺いをいたします。

昨年5月に大津市で散歩中の保育園児らが死傷した交通事故を受け、政府は全国で緊急点検を行いました。そして、昨年12月、緊急点検結果を公表しております。それによりますと、幼稚園や保育所を含む全国約6万2,000施設の通園路や散歩道などのうち、安全対策が必要なのは延べ約3万6,000カ所にも及んでおります。小学校などの通学路は、過去の全国点検で判明した危険カ所7万4,483カ所の約97%で対策が完了する一方、未就学児の安全対策が新たな課題として浮かび上がっております。

そこで、この未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果についてのご所見をお伺いをいたします。

次に、本市での取り組みについてお伺いをいたします。

昨年6月に、政府の関係閣僚会議で決定された交通安全緊急対策に盛り込まれた措置で、政府は昨年11月、都道府県などの自治体に整備を促す通知を出しております。そして、現在、多くの自治体で未就学児の事故防止対策を進めております。その一つには、保育所などの周辺施設で運転手に注意を促すキッズゾーンの整備があります。

キッズゾーンは、主に小学校の周辺に設置されているスクールゾーンの未就学児版で、保育施設などが近くにあることを運転手に注意喚起し、安全運転や速度の抑制へつなげるのが狙いとなります。本市ではどのような対策に取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

以上で私の最初の一般質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 ふるさと納税についてのご質問におけます、ふるさと納税の本市の現状についてお答えいたします。

初めに、本市への寄附件数及び金額について、近年の状況についてお答えいたします。

平成29年度につきましては568件、金額にいたしまして2,525万3,500円、平成30年度につきましては718件、金額にいたしまして2,460万5,000円でございます。今年度につきましては、本年2月末現在で1,326件、金額では3,421万5,440円をご寄附いただいている状況でございますが、このうち504件、1,249万4,440円につきましては、台風19号災害に係る支援分としてご寄附いただいている状況でございます。

なお、このふるさと納税制度につきましては、議員ご発言のとおり、昨年6月から総務省にお

きまして、返礼品は寄附額の3割以下の地場産品という基準を設けるなどの見直しが実施されまして、基準を守らない自治体は制度から除外されることとなったところがございます。ふるさと納税本来の趣旨を重視している自治体が不利とならないような状況が解消されたものとして認識しておりますが、本市におきましては、制度のさらなる活用を図るため、引き続き返礼品の充実に取り組んでいるところがございます。これまで市の特産品を中心に充実を図ってまいりましたが、物の返礼品だけではなく、娯楽施設利用券や体験型返礼品、いわゆるサービスの提供も取りそろえることで、さらなる充実を図っているところがございます。

昨年度までにゴルフ場の利用クーポンやバンジージャンプ体験クーポンなど6品目の返礼品を設定いたしまして、さらに今年度におきましては、新たに空き家の見守りサービスを追加したところがございます。

なお、これらの今年度の状況について申し上げますと、これまでにゴルフ場の利用クーポンについては19件、バンジージャンプ体験クーポンについては11件、合計30件ご寄附をいただいている状況でございます。増加傾向でございます。

今後におきましても引き続き返礼品の充実を図りまして、制度のさらなる活用を努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 企画部長。

〔武藤範幸企画部長 登壇〕

○武藤範幸企画部長 企業版ふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。

初めに、企業版ふるさと納税の概要についてでございますが、企業版ふるさと納税につきましては、地方公共団体が民間資金を活用して、地方版総合戦略に基づく事業を積極的に実施し、地方創生の取り組みをさらに加速化させていくため、地方公共団体が実施する地方創生事業に対する企業の寄附を促す制度として、平成28年度に創設された制度でございます。

具体的には、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に基づく地方創生事業であって、国が認定した地域再生計画の事業に対して企業が寄附を行った場合、寄附額の3割を法人関係税から税額控除するもので、それまでの地方公共団体に対し法人が寄附をした場合の損金算入措置による軽減効果、寄附額の約3割と合わせて、最大で寄附額の6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されるものがございます。

また、その際留意しなければならない事項といたしましては、1回当たり10万円以上の寄附が対象となること、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外であること、企業は寄附を行うことでの代償として、経済的な利益を受けることは禁止されていること、地方交付税の不交付団体への寄附ができないことなどがございます。

なお、この企業版ふるさと納税につきましては、議員ご発言のように、地方創生のさらなる充実と強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、令和2年度の税制改正により、税額控除の割合が現行の3割から6割に引き上げられ、損金算入による軽減効果とあわせ、最大で寄附額の約9割が軽減されるなどの大幅な見直しがされたところがございます。

次に、企業版ふるさと納税の本市の取り組みについてでございます。本市において、これまで

企業版ふるさと納税を活用した地方創生事業はございませんが、引き続き地方創生の取り組みを進めていく上で、本市の事業に対し民間企業が賛同し応援をしていただけることは、財源確保という面からも有益であると認識をしておりますので、今後、本市において地方創生に取り組んでいく上では、この企業版ふるさと納税も事業内容等に応じ視野に入れた中で進めていく必要があると考えてございます。

また、寄附をしていただく民間企業の立場からいたしますと、社会貢献に意欲的な企業であっても、その企業の経営方針などの条件に合致しなければ寄附には至らないわけですから、企業版ふるさと納税を活用した地方創生事業に取り組む際は、十分に企業との調整や協議を行うとともに、庁内においては、事業担当部局、財政担当部局、商工担当部局などが密に連携して進めていく必要があると考えてございます。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔岡部光洋保健福祉部長 登壇〕

○岡部光洋保健福祉部長 終活サポートについて、アドバンスケアプランニングについてのご質問にお答えいたします。

アドバンスケアプランニングにつきまして、国におきましては、自らが望む人生の最終段階における医療ケアについて前もって考え、医療ケアチーム等と繰り返し話し合い、共有する取り組みとしており、また、日本医師会におきましては、将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、患者を主体に医療ケアチームが繰り返し話し合いを行い、患者の意思決定を支援するプロセスとしております。

国では、人生の最終段階における医療のあり方について一律の定めを示すことが望ましいか否かについてはこれまで慎重な態度がとられてきたところでございますが、よりよき人生の最終段階における医療の実現に資するとして、人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドラインを策定し、取り組みを進めているところでございます。これらの取り組みにおきまして、個人の考えはそれぞれでございますが、本人や家族などの意思が尊重された中での最終段階の医療が提供されることは意味があるものと考えてございます。

市では、この取り組みにつきましては医療機関を通したものと認識しておりまして、特段の取り組みを現在行っていない状況でございますが、高齢者の方が住みなれた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、医療、介護従事者など多職種が連携し、医療、介護、生活支援などのサービスが切れ目なく提供されます地域包括ケアシステムを推進しているところでございますので、個人それぞれの状況や考え方などに十分配慮しながら、必要に応じ案内をしてまいりたいと考えてございます。

続きまして、障害者対策について、診断書の取得費の助成について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、障害者手帳所持者の現状についてでございますが、令和元年12月1日現在、障害者手帳所持者は2,498人でございます。この内訳は、身体障害者手帳所持者が1,766人、療育手帳所持者が461人、精神障害者保健福祉手帳所持者が271人でございます。

2点目の障害者手帳の更新に必要な診断書の取得費の助成についてでございますが、手帳の更新が必要となるのは身体障害者手帳所持者が再認定を受ける場合や等級の見直しが必要となった場合、また、精神障害者保健福祉手帳所持者の2年に1度の更新の場合がございます。

手帳の更新時には申請書や顔写真のほか、マイナンバー、運転免許証等、身元が確認できるものと診断書等が必要となりますが、精神障害者保健福祉手帳所持者が障害年金の支給を受けている場合は、診断書がなくても年金証書の写しにより更新手続が可能となっております。

本市では、診断書の取得費に対する助成は行っていない状況でございますが、市独自に障害者福祉サービス等自己負担金助成支給事業を実施しておりまして、ホームヘルプサービス等の介護給付や自立支援医療、または日常生活用具給付事業等の地域生活支援事業を利用する方に対しまして、福祉サービスや精神通院医療を利用したときにかかる費用の自己負担分の50%以内の助成を行っておりまして、経済的負担の軽減を図っているところでございます。

なお、令和元年12月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は271人でございますが、このサービスによる精神通院医療の助成を受けている方は667人となっております。今後も障害者の方への経済的負担に対する支援に努めてまいりたいと考えておりますが、診断書の取得費助成につきましては、近隣市町村の状況を見ながら研究してまいりたいと存じます。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 終活サポートについてのご質問のうち、遺族の行政等の手続についてお答えいたします。

初めに、死亡後の手続の現状でございますが、死亡届が出されますと、窓口において死亡後の手続についてのご案内をお渡しし、ご遺族は、後日、お渡しした案内から該当する行政手続をしていただいているところでございます。また、ご遺族から行政手続等で窓口にご相談があれば、随時、窓口職員が相談を受け手続の必要性などがあれば、関係各課に同行案内して丁寧な対応に当たっているところでございます。

続きまして、手続の課題でございますが、先ほどご説明いたしました窓口でお渡ししている案内については、現在、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等、死亡後なるべく早く行っていただく11件の手続のみの記載となっておりますため、今後、他市町村の状況を参考に内容の充実を図ってまいります。

また、議員ご発言の別府市の事例である関係書類一括作成などは、ご遺族の負担軽減につながると考えますことから、先進事例等を研究してまいり、引き続き関係各課と連携をとりながら、ご遺族の方に寄り添った窓口対応に努めてまいります。

○成井小太郎議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 新学習指導要領の防災教育について、3点のご質問にお答えいたします。

1点目の学校現場における従来の防災教育の現状についてお答えいたします。防災教育は、防災に関する基礎的、基本的事項を理解し、適切な判断ができるようにすること、また、今後予測

される防災に関する問題を取り上げ、実践的な能力や態度などを身に付けることを狙いとし、教科や特別活動等で取り扱うこととなっております。

現在、小学校では、社会科で震災に遭った方々の体験やその復興と政治とのかかわり等、防災の取り組みについて学んでおります。また、理科では台風と天気の変化による災害について学んでいます。

さらに、中学校では社会科や理科、保健体育等において自然災害や防災への取り組み等について学んでおります。また、学校行事として、実践的な能力や態度を身に付けることを目的に、火災や地震、原子力災害、不審者等を想定した避難訓練を実施しているところ です。

さらに、中学校区の小中学校が連携を図りながら、保護者への引き渡し訓練等を行っている学校も多数あります。

2点目の新学習指導要領における防災教育についてお答えいたします。

現行の学習指導要領に追加された主な内容としましては、学校行事において地域の環境や地形、自然災害等に応じた避難訓練等、地理的条件を考慮した安全の確保などについて指導することになっており、表面的、形式的な指導に終わることのないよう、より地域に密着した避難訓練等の実施が求められております。

また、小学校4年生の社会科においては、過去に県内で発生した災害を選択して取り上げ、地域の関係機関や人々が自然災害に対し、さまざまな協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、いろいろな備えをしていることを学ぶことになっているなど、各地域や学校の特色を生かした指導が求められております。

それを受け、本市においては、令和2年度より小学校4年生で使用予定の社会科副読本に、自然災害から暮らしを守るというページを新規に追加し、本市における防災について学ぶことになっております。

3点目の防災教育における今後の課題といたしましては、いかに児童生徒が自然災害を身近なこととしてとらえ、自分ごととして考え、主体的に行動できるようになることです。そのため、日ごろから、自分の住んでいる地域の環境や地形等に関心を持ち、自然災害に対して備えや実際の場面での行動等について具体的な場面を想定させ、適切に指導していくことが大切となります。

このような指導を進める上で、教師自身も地域において想定される災害や、その対応等について具体的に理解をしておくことが必要となります。そこで、毎年、教員を対象に行う県や市の主催する防災教育研修会やセミナーに積極的に参加してもらっておるところでございます。

今後とも、市教育委員会としましては、各町会ごとに設置されている自主防災組織をはじめ、地域の方々や専門家、関係機関と連携し、児童生徒が地域の一員として防災を自分ごととして捉え、より真剣に学んでいけるように、各学校の防災教育の充実に向けて助言、指導してまいりたいと考えます。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 未就学児の事故防止対策について、未就学児が日常的に集団で移動する経

路の緊急安全点検の結果についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、全国の緊急点検の結果についてでございますが、議員ご発言のとおり、令和元年5月に滋賀県大津市におきまして、集団で歩道を通行中の保育園の園児や先生方が死傷する痛ましい交通事故が発生いたしました。このように子どもが犠牲となる交通事故を受け、国におきまして、未就学児を中心とした子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保策の一つとして、緊急安全点検を実施することとなりました。

本市の対象施設は、民間施設を含めた幼稚園4園、保育園6園、認定こども園5園の合計15園でございますが、日常的に集団で移動する散歩ルート等の調査を実施し、県を通して国へ状況を報告したところでございます。

全国の調査結果につきましては、対象施設が約6万2,000件ある中で、危険箇所が9万8,000カ所であるとのことでございます。このうち、移動ルートを変えるなど、施設において対応することができない危険箇所5万2,000カ所につきましては、さらに施設関係者や道路管理者及び警察等の連携による合同点検が実施されました。その結果、3万6,000カ所につきましては、関係機関において何らかの対策が必要であるとの発表がなされたところでございます。

本市の合同点検につきましては、県、常陸太田工事事務所、太田警察署、幼稚園等の施設管理者、市役所内関係各課が合同で、昨年10月に現地において実施をいたしました。

その結果、何らかの安全対策が必要な箇所は3カ所で、内訳は、幼稚園が1カ所、認定こども園が2カ所でございます。

続きまして、本市での取り組みについてでございますが、緊急合同点検で何らかの対策が必要であるとされた3カ所につきましては、現在、道路管理者等におきまして、それぞれ対策を講じていただいているところでございます。それら3カ所の対応策でございますが、1カ所目の太田進徳幼稚園西側、国道293号線の歩道につきましては、道路の幅員が途中から狭くなり歩道が途切れているため、歩行時に危険であることから、緊急措置として、常陸太田工事事務所においてラバーポールを設置し、注意喚起を促しております。さらに、今後は、現在整備を進めております市道西宮線の改良工事に伴い完成する予定の歩道を活用するルート設定を検討して参るところでございます。

2カ所目は、太田さくら認定こども園の西側付近の国道349号線、旧道交差点でございます。この交差点は右折車線が設置されていないため、右折車両がある場合に、直進車両が歩道の端を乗り越えて通行するなど危険なケースが見られることから、常陸太田工事事務所においてラバーポールを設置し、対策を講じていただいたところでございます。

3カ所目は、のぞみこども園の南側、県道日立笠間線でございますが、横断歩道及び横断歩道ありを示す通称ダイヤモンドマークを、道路標示が摩耗等により劣化し見えなくなっており、減速や停車をしない車が目立ち危険であることから、太田警察署において、現在、修繕等の手続を進めているところでございます。

今後も引き続き関係機関等との連携による合同点検を実施してまいりますとともに、安全の確保が必要な箇所につきましては道路管理者等と対応策を協議し改善を図りながら、未就学児等の

日常の交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

初めに、ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税の本市の現状でございますけれども、平成29年、30年、そして令和元年と数字をお示ししていただきました。昨年、令和元年度は大幅に増えまして、1,326件、3,421万円ほどということでありまして、災害の関係で、その分を差し引きますと、前年とほぼ同じような感じで、前年718件に対して、令和元年は800件、そしてまた金額も平成30年度が2,460万円で、昨年は、同じく災害を差し引くと2,200万ほどでございますので、29、30、令和元年とほぼ同額で進んでいるのかなという感じがいたしました。

そこですけれども、寄附額とこの寄附の件数の推移ですけれども、もっとさかのぼってみて、どのように分析されているのか、伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、ただいま申し上げましたように、金額につきましては2,500万、2,400万というふうに横ばい状況が続いております。

当市におきましては、返礼品の上位を占めるものがコシヒカリ、さらには常陸牛、ローズポークといった生鮮品でございます。こちらのほうが定着をして、それが返礼品という形で寄附を続けていただいているというふうな状況で分析しております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） 過去、ふるさとチョイスに最初登録したときに4,000万以上の寄附金がありました。そういった経緯もあって、だんだん同じような返礼品が増えてきて、平準化されてきたというような形なんだと思います。

それで、2018年度の本市の寄附額、寄附件数なんですけれども、県内でどのぐらいにランク付けされているのか、分析されていればお教えしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

2018年度のランキングということでございますが、まず、寄附額でございますが、こちらが44市町村中で30位、寄附の件数では44市町村中で35番目という数字になってございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

私、認識不足で、もうちょっと上なのかなと思ってたんですけれども、結構、常陸太田市、頑張ってるようで、なかなか数字が上がってきかなかったんだなという思いがございます。

調べますと、1億円以上が県内44市町村の中で16件あるんですね。また、寄附件数が1万件以上ある市町村が9件ございます。本市が件数で700件ほどなので、本当に頑張っているところはすごいんだなという、そういう思いでいっぱいでございます。

そこで、他市町村との返礼品の違いをどのように精査しているのか、お伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

当市におきましては、この返礼品につきましては、基準に基づきまして寄附額の3割以下の地場産品ということで取りそろえている状況でございます。先ほどもご答弁申し上げましたが、返礼品の選ぶ選択率でございますが、全国的にやはり米または精肉関係ということで生鮮品が多い状況でございます。当市においても、先ほど申し上げましたように、そちらが上位を占めている状況ということでございます。

これからにつきましては、先ほども、これも答弁差し上げましたけれども、サービスの提供等、そういった返礼品のほうにも注力していきたいというふうに考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともそういった新たなサービス提供という形で品数を増やしていただけないかと思っております。本当に、この寄附に込められた善意に応じて、地域の発展や課題解決に結びつくよう、本市でも工夫を重ねてもらいたいと念願をしております。

続きまして、企業版ふるさと納税についてでございます。

概要はおおむねわかりました。ある程度きちっとやっていかないと、本当にこの企業版ふるさと納税というのは難しいんだなという思いでございます。

今は世界的に各企業が、自社の事業はもちろんでございますけれども、ほかに持続可能な社会に向けて、SDGsに、どの観点から取り組んでいるのかが問われている時代でございます。そういった意味において、企業に対して多様なアプローチができると考えますが、その部分のご所見をお伺いいたします。

○成井小太郎議長 企画部長。

○武藤範幸企画部長 議員ご発言のとおり、各企業のSDGsの考えに基づく取り組みも多種多様でございます。これまで企業版ふるさと納税を活用した自治体における地方創生事業の全国的に見た事例におきましても、観光交流、人材育成、環境保全、子育て、物づくりなど、多様な分野にわたる取り組みとなっており、SDGsの理念に沿った事業も多く見られますので、本市におきましても、地方創生事業に取り組んでいく上で、SDGsの理念も取り入れながらの事業の立案や企業へのアプローチは重要なものと考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。先ほども最初で申し上げましたけれども、自治体にとってはいかに多くの企業から寄附を集められるかが知恵の絞りどころでございます。企業にとって魅力的な事業を立案できているのかどうか、興味を示してくれそうな企業のリサーチがどうできているのかなど、自治体の戦略的な取り組みが問われているところでもあります。その意

味では、企業版ふるさと納税を進める上で、どこが責任を持っていくのか、庁内できちっとした体制を整える必要があるかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○成井小太郎議長 企画部長。

○武藤範幸企画部長 庁内体制でございますが、事業内容等にもよりますが、基本的には、地方創生の担当である企画部局が中心となり、事業担当部課や財政担当部課など、あるいは商工観光部課などに関連する部課等が密に連携して取り組んでいくことになると考えてございます。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） しっかりと企画のほうで、音頭をとってやっていくということなんで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、終活サポートについてでございます。ACPについてでございますけれども、これは非常に難しい問題、これからの問題でありますけれども、ちょっと引用させていただきますけれども、NPO法人の希望の会の理事長の轟浩美さんという方がいらっしゃいまして、次のように話しております。

「私たちの判断が正しかったとは言い切れません。でも、どれだけ事前に話し合っても、想定外の事態に直面する可能性はあります。そんなときに、専門的な知識がある医師や看護師から助言を受ける選択肢があると知ってほしい。人生会議のメンバーには、身近な人だけではなく、医療者も含まれているんです」と、そういったことを言っております。そういった普及をぜひとも進めていただきたい、行政もかかわっていただきたいと念願するものでございます。

続きまして、遺族の行政等の手続でございますけれども、その案内なんですけれども、本市は本当に少なく、出雲市の死亡後の手続のガイドを見てみますと、居住していた家が空き家になった場合の案内とか、犬を飼っていた場合の飼い主の変更とか、タクシー利用券の登録証の返却まで、本当に微に入り細に入り、きちっと細かく、その際必要なものはこんなものが必要です、その手続できる方はこういう方が手続できますよ、まで記載されたガイドをきちっと出されております。負担軽減への熱意と知恵が本当に行政改革を進めているんだなとつくづく感心をいたしました。本市でも、まずはこの死亡後の手続についての案内を全庁的な内容に切りかえていただきたいと思っておりますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、新学習指導要領における防災教育についてでございます。

内容は理解をいたしました。ただ、最後の今後の課題についてでございますけれども、教育長の発言のとおり、やはり教員がしっかりと防災教育についての理解を示していかないと、また切実に考えていかないとならない問題かなと思っております。2011年の3.11で、大川小学校の津波被災は、教員たちに防災に関する資質を高める必要性を突きつけました。当然、全国の教員がそれを重く受けとめたと思っております。教員として最低限どのような知識や能力を身に付ける必要があるのかを具体的に整理して、教員の防災力の底上げを図ることが求められていると思っております。

大川小学校とは反対に、閑上（ゆりあげ）の奇跡というものがありません。閑上にあつた保育所の所長が震災前の2009年に赴任しまして、この閑上には、リアス式海岸でない閑上には津

波は来ないよという伝承があったそうでありますけれども、過去3メートルの津波が来たということを知ったときに、この建物2メートルしかないのに大丈夫かなと赴任した所長さんは思ったそうでございます。そこで、赴任した当初から避難マニュアルを作り始めまして、その改善に努めて、毎月避難訓練や実際の避難場所へ行くなどの検証を重ねたそうであります。そして、2011年の東日本大震災に直面しまして、10人の全職員が5台の車で園児54人全員を無事に避難して、海からわずか260メートルの場所にあった保育所の避難行動は閉上の奇跡と称されたと聞いております。

この所長さんはこう語っておりました。「奇跡は訓練の積み重ねでしか起こらない」と述べたそうでございます。本当にこういった教員の方の自覚というか、そういったものが本当に基本となって児童生徒に伝わっていったのだなとつくづく感じております。

子どもたちが学校で習った防災の実践というのが家庭や地域に与える影響等は少なくないと思っております。足腰の弱いお年寄りの避難を子どもたちが支える体験学習を行ったことで、地域の地域防災訓練への参加率が上がったという事例もお聞きいたしました。子どもたちは自分自身が社会の一員として、地域の安全、安心に貢献できるという自己有用感を高める意味で、体験学習は非常に大きな効果があると考えております。

ともあれ、教員の方は非常に多忙であります。その中で、防災教育を何か難しく過重なものと捉えるのではなくて、実践する子どもたちが、地域が変わったと語る教員が増えて、実践が広がっていくことを願いたします。

4番目の診断書取得の助成についてでございます。

おおむね理解をいたしましたけれども、答弁にありました部分でありますけれども、精神障害者保健福祉手帳の所持者が271人と意外と少ないということに私は驚いてるんですけども、その分、精神通院医療を利用している方が667人いらっしゃるということで、400人ほど増えているんですね。そういった精神障害者保健福祉手帳を所持されてる方というのは意外と少ないんだな、精神的な障害を持ってる方は少ないんだなということを理解しました。

本市では精神通院医療を独自で行っているということで、そういった方の経済的負担を軽減を図っているというご答弁でありますので、今後しっかり診断書の取得助成についても、近隣の状況を見ながら、ぜひとも政策に結びつけていただきたいと思います。願するものでございます。

最後になりますけれども、未就学児の事故防止対策についてでございます。

最後1カ所だけ、まだ対策がなされていないようですけれども、早急にできるよう、しっかりと関係機関と連携をとっていただきたいと思います。願します。

また、園舎等の施設周辺で運転手に注意を促す、先ほど申しましたキッズゾーンの整備、これは非常に全国的に広がっていると聞いております。運転者に注意を促すという意味では非常に有効だと思いますけれども、その整備に対する考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いたします。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 先ほどのご答弁の中で、市道西宮線と申し上げましたが、正しくは市道新

宿西宮線でございますので、ご訂正を申し上げます。

ただいまのキッズゾーンの設定についてのご質問にお答えいたします。

キッズゾーンは、厚生労働省所管の事業でございます。保育園等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものでございます。

保育園周辺が既にスクールゾーンとして設定されている場合には、既存の交通安全対策を優先させることが原則でありますことから、今後、保健福祉部との調整や道路管理者及び警察等との連携の中で研究をしてみたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了いたします。